

本事業の事業計画地は、第2章の図2.4.1に示したとおり大阪市住之江区南港東4丁目地先である。

周辺地域の概況は、「3.1 社会経済の概況」、「3.2 生活環境の概況」、「3.3 自然環境の概況」、「3.4 社会的文化的環境の概況」、「3.5 環境基準等」にそれぞれ示すとおりである。



3.1 社会経済の概況

3.1.1 人 口

(1) 人口、人口密度及び世帯数

事業計画地周辺地域における人口、人口密度及び世帯数の推移は、表 3.1.1 に示すとおりである。

表 3.1.1 人口、人口密度及び世帯数の推移

(各年 10 月 1 日現在)

年 次	項 目	住之江区	大正区	大阪市
平成30年	人 口 (人)	121,671	63,628	2,725,855
令和元年		120,994	62,789	2,741,336
令和2年		120,072	62,083	2,752,412
令和3年		118,732	61,356	2,750,835
令和4年		117,595	60,345	2,756,807
平成30年	人口密度 (人/㎢)	5,881	6,747	12,099
令和元年		5,848	6,658	12,167
令和2年		5,806	6,584	12,216
令和3年		5,741	6,506	12,208
令和4年		5,686	6,399	12,235
平成30年	世帯数 (世帯)	58,818	29,793	1,419,499
令和元年		59,424	29,871	1,446,298
令和2年		59,913	29,859	1,469,718
令和3年		59,903	29,904	1,483,413
令和4年		60,105	29,807	1,506,249

(注) 人口密度は面積から算出した。

出典：「令和4年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年3月)

(2) 昼夜間人口

事業計画地周辺地域における昼夜間人口は、表 3.1.2 に示すとおりである。

表 3.1.2 流動人口及び昼夜間人口

(令和2年10月1日現在)

市区名	夜間人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (夜間人口=100))
住之江区	120,072	59,513	35,052	144,533	120.4
大 正 区	62,083	21,937	18,733	65,287	105.2
大 阪 市	2,752,412	1,230,285	336,776	3,645,921	132.5

出典：「令和4年度大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年3月)

(3) 産業別就業人口

事業計画地周辺地域における産業別就業人口は、表 3.1.3 に示すとおりである。

表 3.1.3 産業（大分類）別就業者数（15 歳以上）

（令和 2 年 10 月 1 日現在）

市区名・項目 産業分類		就業者数（人）		
		住之江区	大正区	大阪市
第 1 次産業	農業	36	17	1,022
	林業	2	2	67
	漁業	5	－	55
	小 計	43	19	1,144
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	35
	建設業	3,084	2,039	64,663
	製造業	5,717	3,707	147,193
	小 計	8,804	5,748	211,891
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	238	90	3,918
	情報通信業	1,288	480	49,924
	運輸業、郵便業	5,344	2,632	60,464
	卸売業、小売業	7,861	4,277	184,931
	金融業、保険業	853	341	25,980
	不動産業、物品賃貸業	1,216	599	36,084
	学術研究、専門・技術サービス業	1,416	574	48,193
	宿泊業、飲食サービス業	2,807	1,562	72,324
	生活関連サービス業、娯楽業	1,490	754	37,525
	教育、学習支援業	1,418	573	43,156
	医療、福祉	5,793	2,971	136,277
	複合サービス事業	170	81	3,779
	サービス業（他に分類されないもの）	4,095	2,169	85,354
	公務（他に分類されるものを除く）	728	299	20,562
	小 計	34,717	17,402	808,471
分類不能の産業		2,294	1,399	50,959
総 数		45,858	24,568	1,072,465

出典：「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計」（総務省統計局統計調査部国勢統計課、令和 4 年 5 月 27 日）

3.1.2 産 業

事業計画地周辺地域における産業（大分類）別事業所数及び従業者数は、表 3.1.4 に示すとおりである。

表 3.1.4 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

（平成 28 年 6 月 1 日現在）

市区名・項目 産業分類	住之江区		大正区		大阪市	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農業・林業	3	15	－	－	50	447
漁業 ^{注)}	－	－	－	－	95	49
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	5	32
建設業	329	2,882	280	2,446	8,829	115,531
製造業	437	8,777	479	6,173	16,574	199,334
電気・ガス・熱供給・水道業	7	357	2	17	78	8,458
情報通信業	34	996	5	43	4,688	126,711
運輸業、郵便業	617	14,229	199	3,148	4,151	104,350
卸売業、小売業	1,368	15,302	800	5,602	49,355	545,635
金融業、保険業	44	739	22	299	2,973	85,924
不動産業、物品賃貸業	347	1,324	207	740	15,228	84,888
学術研究、 専門・技術サービス業	114	826	57	806	12,103	101,106
宿泊業、飲食サービス業	664	4,733	511	2,298	26,607	217,507
生活関連サービス業、娯楽業	335	3,548	212	671	11,163	78,985
教育、学習支援業	94	1,446	46	394	3,705	47,107
医療、福祉	434	6,917	250	4,169	12,805	201,828
複合サービス事業	19	384	10	223	438	7,564
サービス業 (他に分類されないもの)	341	5,530	170	1,865	10,499	284,000
総 数	5,187	68,005	3,250	28,894	179,252	2,209,412

（注） 漁業の値は、「2018 年漁業センサス報告書 第 3 巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）」を参照し、事業所数（事業所）は漁業経営体及び個人経営体の総数、従業者数は漁業就業者数を示す。

出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 5 年 3 月）

「2018 年漁業センサス報告書 第 3 巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）」（農林水産省、2020 年 3 月）

(1) 漁 業

大阪市における漁業の概要は、表 3.1.5 に示すとおりである。

また、大阪(瀬戸内海区)の漁業種類別漁獲量の推移は表 3.1.6 に、魚種別漁獲量の推移は表 3.1.7 に、養殖魚種別収獲量は表 3.1.8 に示すとおりである。

表 3.1.5 漁業経営体数及び漁船隻数の推移

(各年 11 月 1 日現在)

年次	漁業経営体 (経営体)					漁船隻数			
	総数	個人経営体 ¹⁾			共同経営 ²⁾	総数	無動力船	船外機付船	動力船
		総数	専業	兼業					
平成 10 年	110	106	35	71	4	145	1	42	102
平成 15 年	63	61	2	59	2	78	－	28	50
平成 20 年	67	65	13	52	2	93	1	11	81
平成 25 年	49	47	1	46	2	52	－	26	26
平成 30 年	48	47	2	45	1	36	－	19	17

(注) 1. 個人経営体とは、利潤または生活の資を得るため、年間 30 日以上海上作業に従事した経営体をいう。

2. 共同経営とは、二人以上が生産手段を共有し、漁業経営を共同で管理・運営したものをいう。

出典：「大阪市統計書（令和 3 年版）」（大阪市、令和 5 年 3 月）

表 3.1.6 漁業種類別漁獲量の推移

(単位：t)

漁業種類	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
沖合底びき網	－	－	－	－	－
小型底びき網	1,223	1,132	982	1,114	1,052
船びき網	3,907	3,229	3,120	3,780	3,196
中・小型まき網	12,644	14,480	4,104	9,131	9,870
その他の刺網	269	258	231	257	491
大型定置網	－	－	－	－	－
小型定置網	73	100	63	93	115
その他の網漁業	－	－	－	－	－
近海まぐろはえ縄	－	－	－	－	－
沿岸まぐろはえ縄	－	－	－	－	－
その他のはえ縄	－	－	－	－	－
沿岸かつお一本釣	－	－	－	－	－
沖合いか釣	－	－	－	－	－
沿岸いか釣	－	－	－	－	－
ひき縄釣	6	5	6	8	6
その他の釣	13	12	13	10	14
採貝・採藻	5	3	3	...	...
その他の漁業	115	71	60	95	139
合 計	18,254	19,291	8,581	14,488	14,884

(注) 「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「...」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

出典：「令和 2～3 年 近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部」（農林水産省、令和 4 年 6 月）

表 3.1.7 魚種別漁獲量の推移

(単位：t)

漁業種類		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
魚 類	まぐろ類	—	—	—	—	—
	かじき類	—	—	—	—	—
	かつお類	—	—	—	—	—
	さめ類	x	6	7	x	4
	このしろ	344	393	404	627	202
	いわし類	13,315	15,000	4,425	10,357	10,819
	かたくちいわし	8,057	9,521	550	1,411	5,600
	しらす	3,859	3,119	2,937	3,713	3,175
	あじ類	295	254	120	331	267
	さば類	34	36	115	136	72
	ぶり類	6	23	10	60	68
	ひらめ・かれい類	230	230	198	211	183
	はたはた	—	—	—	—	—
	にぎす類	—	—	—	—	—
	あなご類	34	16	14	18	5
	たちうお	154	116	64	198	73
	たい類	360	460	243	277	264
	いさき	x	—	—	—	—
	さわら類	144	108	81	155	341
	すずき類	227	252	185	198	184
	いかなご	47	110	183	67	21
	小 計	17,727	18,863	8,226	14,116	14,421
えび類		144	120	115	81	66
かに類		30	17	29	37	17
貝 類		61	46	31	35	89
いか類		134	130	69	88	81
たこ類		96	82	67	67	134
なまこ類		…	…	…	36	55
うに類		—	—	—	—	—
海産ほ乳類		—	—	—	—	—
その他の水産動物類		59	31	42	26	19
海藻類		3	2	2	2	2
合 計		18,254	19,291	8,581	14,488	14,884

(注) 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

出典：「令和 2～3 年 近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部」（農林水産省、令和 4 年 6 月）

表 3.1.8 養殖魚種別収穫量の推移

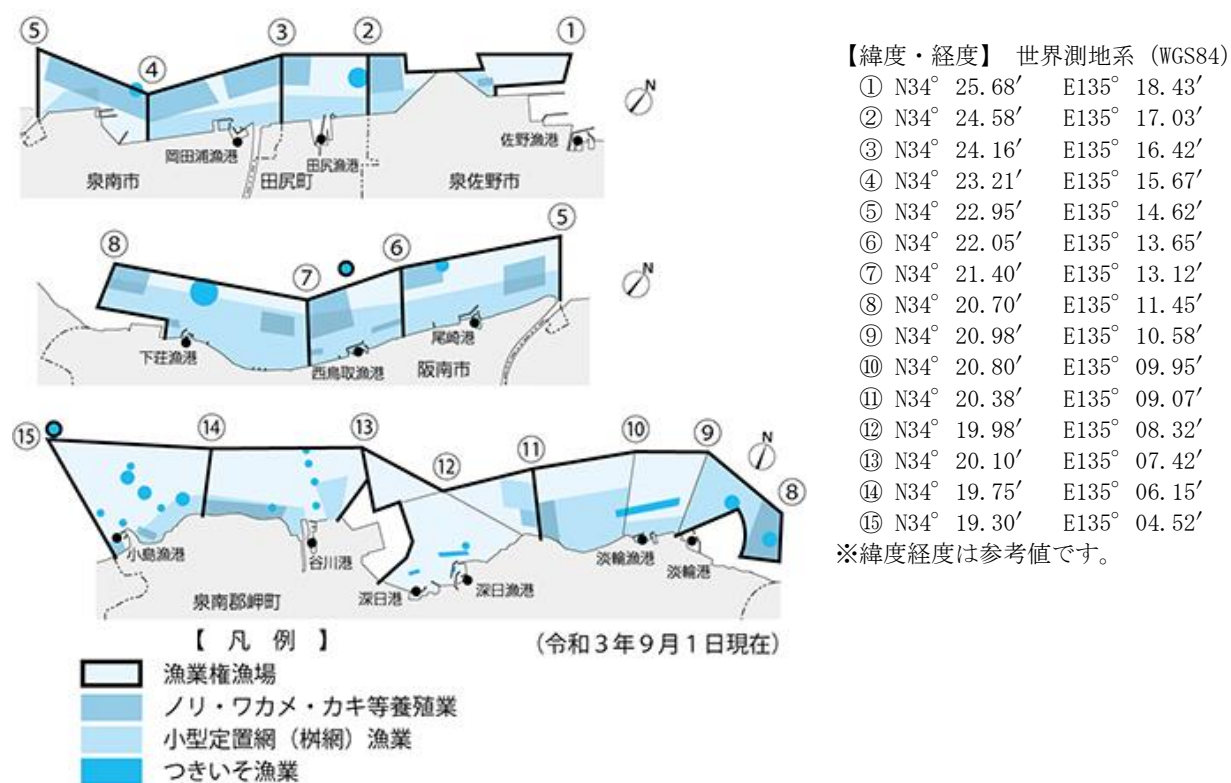
(単位：t)

漁業種類	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
ぶり類	x	x	x	x	x
まだい	x	x	x	x	x
ふぐ類	—	—	—	—	—
くろまぐろ	—	—	—	—	—
かき類（殻付き）	—	—	x	x	x
わかめ類	394	352	304	268	365
のり類（生重量）	62	77	123	x	85
合 計	523	493	490	410	515

(注) 「—」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものを示す。

出典：「令和 2～3 年 近畿農林水産統計年報 近畿農政局統計部」（農林水産省、令和 4 年 6 月）

大阪湾における漁業権の状況は、図 3.1.2 に示すとおりであるが、大阪港港湾区域内の漁業権は消滅している。



出典：「漁業権」（大阪府ホームページ）より (<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/gyogyoken/index.html>)

図 3.1.2 大阪湾における漁業権の状況

(2) 工 業

事業計画地周辺地域における工業（製造業）の概要は表 3.1.9 に、産業分類別製造品出荷額等は表 3.1.10 に示すとおりである。

表 3.1.9 工業（製造業）の概要

(令和2年6月1日現在)

市区名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
住之江区	188 (3.9%)	6,978 (6.2%)	30,001,949 (8.4%)
大 正 区	116 (2.4%)	5,281 (4.7%)	28,193,556 (7.9%)
大 阪 市	4,879 (100.0%)	112,970 (100.0%)	357,471,261 (100.0%)

(注) 1. ()内の値は、大阪市全体に対する割合を示す。

2. 製造品出荷額等については、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の数値である。

出典：「大阪市統計書（令和3年版）」（大阪市、令和5年3月）

表 3.1.10 産業分類別製造品出荷額等（令和元年）

(単位：万円)

産業分類 \ 市区名	住之江区	大 正 区	大 阪 市
食料品製造業	1,866,020	1,437,540	23,234,597
飲料・たばこ・飼料製造業	x	－	5,128,609
繊維工業	216,776	x	8,452,469
木材・木製品製造業（家具を除く）	1,334,588	23,559	1,500,274
家具・装備品製造業	238,180	79,829	1,736,571
パルプ・紙・紙加工品製造業	404,463	x	9,144,850
印刷・同関連業	138,273	185,034	22,770,830
化学工業	358,099	3,271,261	51,993,520
石油製品・石炭製品製造業	－	x	1,232,810
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	192,791	47,626	11,318,119
ゴム製品製造業	－	x	3,549,520
なめし革・同製品・毛皮製造業	x	－	1,272,783
窯業・土石製品製造業	313,276	x	3,726,585
鉄鋼業	5,310,272	17,347,909	45,700,138
非鉄金属製造業	x	x	23,776,356
金属製品製造業	2,786,262	1,458,624	41,773,608
はん用機械器具製造業	826,953	827,039	16,353,482
生産用機械器具製造業	4,106,318	1,700,341	23,641,077
業務用機械器具製造業	－	100,783	5,575,747
電子部品・デバイス・電子回路製造業	x	x	4,324,112
電気機械器具製造業	8,721,614	494,080	27,095,808
情報通信機械器具製造業	－	－	1,485,676
輸送用機械器具製造業	287,371	136,559	17,070,433
その他の製造業	559,333	422,589	5,613,287
総 数	30,001,949	28,193,556	357,471,261

(注) 表中の「－」は当該数字がないもの、「x」は数値が秘匿されているものを示す。

出典：「大阪市統計書（令和3年版）」（大阪市、令和5年3月）

(3) 商 業

事業計画地周辺地域における商業（卸売業・小売業）の概要は表 3.1.11 に、産業分類別年間商品販売額は表 3.1.12 に示すとおりである。

表 3.1.11 商業（卸売業・小売業）の概要

（平成 28 年 6 月 1 日現在）

市区名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
住之江区	986 (2.7%)	10,370 (2.6%)	765,507 (1.8%)
大 正 区	614 (1.7%)	4,184 (1.0%)	166,326 (0.4%)
大 阪 市	36,335 (100.0%)	404,846 (100.0%)	41,563,672 (100.0%)

（注） 1. ()内の値は、大阪市全体に対する割合を示す。

2. 年間商品販売額については、平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の数値である。

出典：「大阪市統計書（令和 3 年版）」（大阪市、令和 5 年 3 月）

表 3.1.12 産業分類別年間商品販売額（平成 27 年）

（単位：百万円）

産業分類		市区名	住之江区	大 正 区	大 阪 市
卸 売 業	各種商品卸売業		x	x	1,498,914
	繊維・衣服等卸売業		2,557	3,660	2,799,774
	飲食料品卸売業		266,086	7,212	6,699,571
	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業		185,219	72,308	12,249,737
	機械器具卸売業		95,792	24,833	8,578,424
	その他の卸売業		x	x	5,159,096
	小 計		655,509	117,482	36,985,516
小 売 業	各種商品小売業		2,527	－	806,140
	織物・衣服・身の回り品小売業		3,562	1,315	466,910
	飲食料品小売業		36,286	15,644	989,848
	機械器具小売業		13,902	1,323	691,778
	その他の小売業		38,803	28,302	1,032,369
	無店舗小売業		14,918	2,259	591,111
	小 計		109,999	48,844	4,578,156
総 数			765,507	166,326	41,563,672

（注） 1. 表中の「－」は当該数字がないもの、「x」は数値が秘匿されているものを示す。

2. その他小売業とは、「家具・建具・畳小売業」、「じゅう器小売業」、「医薬品・化粧品小売業」、「農耕用品小売業」、「燃料小売業」、「書籍・文房具小売業」、「スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業」、「写真機・時計・眼鏡小売業」、「他に分類されない小売業」を示す。

3. 年間商品販売額については、平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の数値である。

出典：「大阪市統計書（令和 3 年版）」（大阪市、令和 5 年 3 月）

(4) 用水量

大阪市における用水量の概要は、表 3.1.13 に示すとおりである。

表 3.1.13 用途別上水道有収水量及び栓数（大阪市）

（令和 3 年度末現在）

項 目	総 数	事 業 用	生 活 用
有収水量（千 m ³ ）	356,440 (100.0%)	95,821 (26.9%)	260,619 (73.1%)
栓 数（件）	1,184,881 (100.0%)	111,609 (9.4%)	1,073,272 (90.6%)

（注）（ ）内の値は、総数に対する割合を示す。

出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 5 年 3 月）

3.1.3 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の自動車類交通量調査結果及び主要道路は、表 3.1.14 及び図 3.1.3 に示すとおりである。

表 3.1.14(1) 事業計画地周辺の自動車類交通量調査結果（平成 27 年度 道路交通センサス）

路線名	調査 単位 区間 番号	交通量 観測地点地名	昼間12時間 自動車類交通量 (台)			24 時間 自動車類交通量 (台)			昼 間 12時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合 計	小型車	大型車	合 計	
高速大阪堺線	5280	住之江区浜口西 1 丁目	36,000	4,553	40,553	48,289	6,100	54,389	11.2
	5290	堺市堺区柳之町東	28,240	2,501	30,741	38,147	3,456	41,603	8.1
高速道路西大阪線	5310	大正区三軒家東 3 丁目	14,990	1,936	16,926	19,691	2,579	22,270	11.4
	5320	大正区泉尾 3 丁目	11,067	2,927	13,994	14,924	3,764	18,688	20.9
高速湾岸線	5780	港区港晴 2 丁目	23,974	15,555	39,529	31,099	21,199	52,298	39.4
	5790	住之江区南港東 8 丁目	42,648	23,178	65,826	56,269	32,065	88,334	35.2
	5800	住之江区南港東 2 丁目	39,156	17,137	56,293	52,078	23,439	75,517	30.4
	5810	住之江区平林南 2 丁目	43,103	18,934	62,037	56,491	25,728	82,219	30.5
一般国道 26 号	10210	住之江区西住江 2 丁目	23,710	3,646	27,356	35,054	4,940	39,994	13.3
一般国道 43 号	10230	—	<u>11,280</u>	<u>5,044</u>	<u>16,324</u>	<u>17,927</u>	<u>7,865</u>	<u>25,792</u>	<u>30.9</u>
大阪港八尾線	40100	大正区鶴町 2 丁目	7,445	3,014	10,459	9,366	3,289	12,655	28.8
	40110	大正区鶴町 1 丁目	8,284	3,950	12,234	11,522	4,627	16,149	32.3
	40130	住之江区東加賀屋 1 丁目	16,837	5,711	22,548	25,145	7,775	32,920	25.3
大阪臨海線	40540	住之江区緑木 1 丁目	21,606	8,902	30,508	32,571	11,690	44,261	29.2
住吉八尾線	40710	住之江区緑木 1 丁目	10,142	6,436	16,578	14,151	9,438	23,589	38.8
	40720	住之江区遠里小野 1 丁目	5,648	737	6,385	7,244	1,057	8,301	11.5
浪速鶴町線	41110	大正区鶴町 4 丁目	4,144	1,601	5,745	5,540	1,871	7,411	27.9
浜口南港線	41190	住之江区泉 1 丁目	10,932	5,395	16,327	15,764	6,441	22,205	33.0
大阪八尾線	60130	大正区小林西 1 丁目	10,960	5,071	16,031	15,715	6,087	21,802	31.6
	60140	—	<u>16,552</u>	<u>4,888</u>	<u>21,440</u>	<u>22,375</u>	<u>6,140</u>	<u>28,515</u>	<u>22.8</u>
	60180	大正区鶴町 3 丁目	1,388	762	2,150	1,759	1,021	2,780	35.4

(注) 1. 調査単位区間番号は、図 3.1.3 に対応している。

2. 昼間 12 時間：午前 7 時～午後 7 時とする。

24 時間：午前 7 時～翌日午前 7 時又は午前 0 時～翌日午前 0 時とする。

3. 昼間 12 時間自動車類交通量の ____ の数値は、当該交通調査基本区間等で構成する交通量調査単位区間に対する主たる平成 22 年度調査単位区間の平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した値である。

4. 24 時間自動車類交通量の ____ の数値は、昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推計した値である。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（道路交通センサス）」（大阪府、平成 29 年 6 月）

表 3.1.14(2) 事業計画地周辺の自動車類交通量調査結果
(平成 28 年 大阪市港湾局 (現大阪港湾局))

No.	交通量観測地点地名	自動車類 12 時間交通量(台)			大型車混入率 (%)
		小型車	大型車	合計	
A	夢洲トンネル	5,107	9,647	14,754	65.4
B	ATC 北	12,838	12,204	25,042	48.7
C	南港大橋北詰	16,817	15,401	32,218	47.8
D	咲洲トンネル	10,535	5,051	15,586	32.4

- (注) 1. 表中「No.」は、図 3.1.3 と対応している。
2. 12 時間交通量は、午前 7 時から午後 7 時までの観測結果である。
3. 大型車混入率(%)は、12 時間交通量の結果を基に算出している。

出典：「臨海部における交通流動及び夢洲地区道路線形検討調査業務委託 交通量調査 報告書」(平成 29 年 3 月、大阪港湾局)より作成

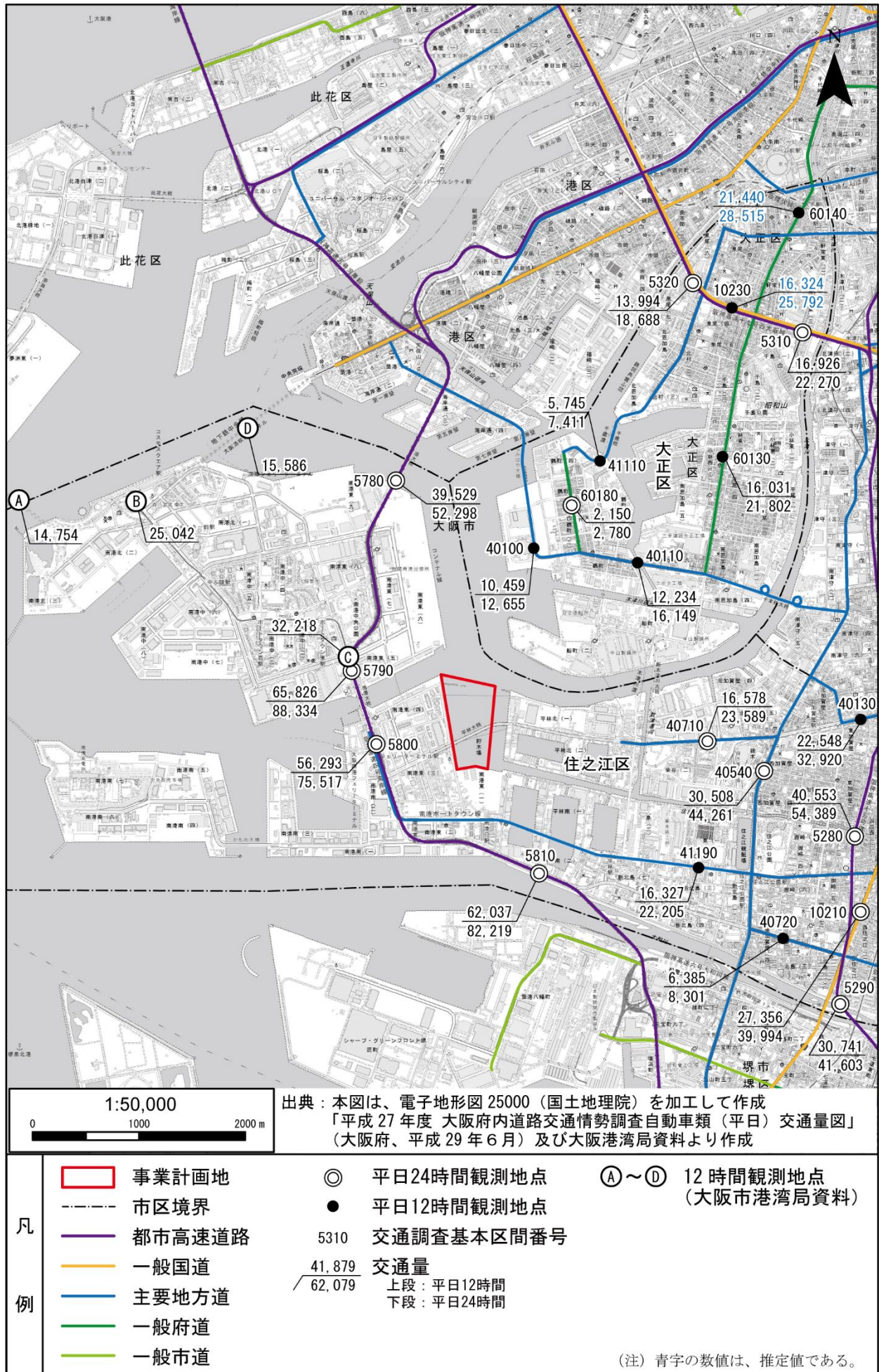


図 3.1.3 事業計画地周辺の主要道路

(2) 鉄 道

事業計画地周辺地域の鉄道各駅における乗車及び降車人員は表 3.1.15 に、事業計画地周辺の鉄道路線は図 3.1.4 に示すとおりである。

表 3.1.15 事業計画地周辺地域の鉄道各駅における乗車及び降車人員

路 線	駅 名	乗車人員（人/日）		降車人員（人/日）	
		令和2年	令和3年	令和2年	令和3年
JR 大阪環状線 ¹⁾	大 正	17,983	18,824	—	—
Osaka Metro 四つ橋線 ²⁾	北加賀屋	11,262	11,172	10,959	10,902
	住之江公園 ³⁾	13,964	13,965	13,823	13,804
Osaka Metro 中央線 ²⁾	コスモスクエア ⁴⁾	10,515	11,161	10,096	10,699
Osaka Metro ニュートラム 南港ポートタウン線 ²⁾	トレードセンター前	5,893	5,478	6,462	6,118
	中ふ頭	2,397	2,804	2,413	2,836
	ポートタウン西	4,163	4,298	4,111	4,300
	ポートタウン東	6,398	6,314	6,396	6,347
	フェリーターミナル	1,523	1,848	1,665	1,886
	南港東	1,800	1,840	1,835	1,906
	南港口	2,124	2,025	2,114	2,015
	平 林	2,096	2,087	2,123	2,138

(注) 1. JR は令和2年度中及び令和3年度中の1日平均の乗車人員である。

2. 大阪メトロ中央線、四つ橋線、ニュートラム南港ポートタウン線は、令和2年及び令和3年の交通量調査による1日の乗降人員である。

3. 住之江公園駅の乗降人員は、ニュートラム南港ポートタウン線の利用者を含む。

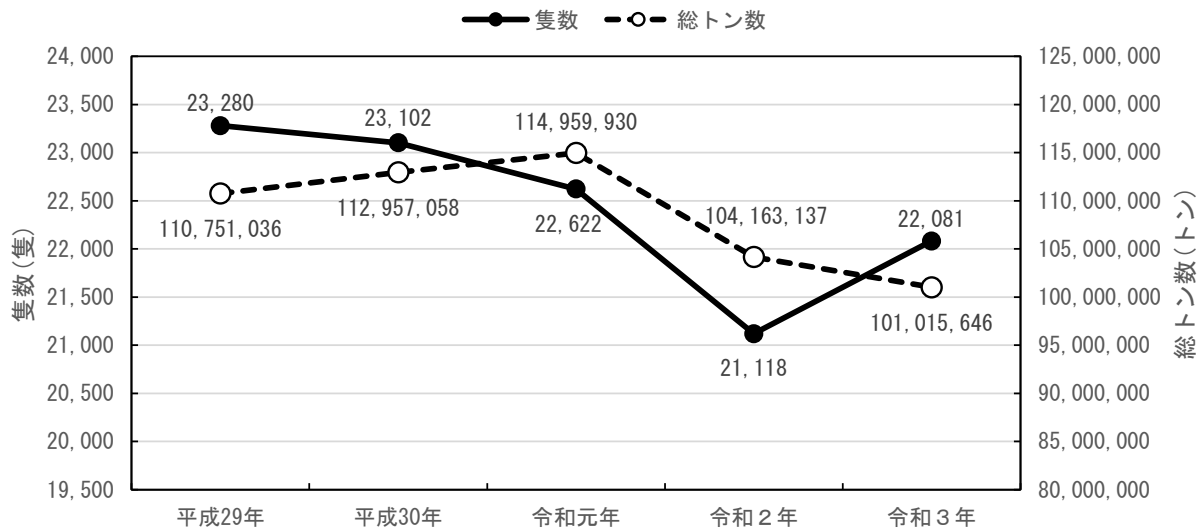
4. コスモスクエア駅の乗降人員は、ニュートラム南港ポートタウン線の利用者を含む。

出典：「令和3年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和4年3月）

「令和4年度大阪府統計年鑑」（大阪府、令和5年3月）

(3) 海上交通

大阪港の入港船舶隻数及び総トン数の推移は、図 3.1.5 に示すとおりである。



出典：「港湾統計（年報） 入港船舶年次表」（大阪港湾局、令和5年1月）より作成

図 3.1.5 入港船舶隻数及び総トン数の推移（大阪港）

大阪港における船舶乗降人員の推移は、表 3.1.16 に示すとおりである。

大阪港における、外国及び内国の航路（フェリー含む）を合計した船舶乗降人員は、令和元年まで増加傾向にあったが、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大の影響を受けて、令和2年及び令和3年は令和元年に比べて40%程度に減少している。

表 3.1.16 大阪港における船舶乗降人員の推移

（単位：人）

区 分	年次	船 舶			うちフェリー		
		外国	内国	計	外国	内国	計
乗 船 人 員	平成29年	95,414	500,789	596,203	34,555	495,647	530,202
	平成30年	106,047	499,296	605,343	28,516	496,611	525,127
	令和元年	128,950	533,199	662,149	20,498	524,414	544,912
	令和2年	4,446	237,896	242,342	1,582	237,620	239,202
	令和3年	-	241,717	241,717	-	241,691	241,691
降 船 人 員	平成29年	96,431	533,185	629,616	35,171	527,776	562,947
	平成30年	106,477	526,466	632,943	28,769	524,373	553,142
	令和元年	127,204	574,166	701,370	19,709	565,112	584,821
	令和2年	4,588	274,474	279,062	1,722	274,227	275,949
	令和3年	-	274,778	274,778	-	274,752	274,752
船 舶 乗 降 人 員	平成29年	191,845	1,033,974	1,225,819	69,726	1,023,423	1,093,149
	平成30年	212,524	1,025,762	1,238,286	57,285	1,020,984	1,078,269
	令和元年	256,154	1,107,365	1,363,519	40,207	1,089,526	1,129,733
	令和2年	9,034	512,370	521,404	3,304	511,847	515,151
	令和3年	-	516,495	516,495	-	516,443	516,443

出典：「港湾統計（年報） 入港船舶 船舶乗降人員月表」（大阪港湾局、令和5年1月）

大阪港における定期船航路の就航状況は表 3.1.17 に、ふ頭位置は図 3.1.6 に示すとおりである。

表 3.1.17 定期船航路の就航状況

ふ頭名	航 路	就航船 (総トン数)	便 数
大阪港国際フェリーターミナル	上 海	14,410	1 便/週
		14,543	1 便/週
	釜 山	21,535	3 便/週
大阪南港フェリーターミナル	新門司	15,025	2 便/日
		14,920	
	東 予	14,759	1 便/日
さんふらわあターミナル	別 府	17,114	1 便/日
	志布志	13,659	1 便/日
天保山客船ターミナル	大阪港周遊 (天保山発着大阪港内周遊)	566	5～7 便/日
	大阪港周遊 (大阪ミナトめぐり)	—	当分の間、20 名以上の団体貸 切のみ
	大阪港周遊 (ユニバーサルシティーポ ート)	60	16～28 便/日

出典：公益社団法人 大阪港振興協会ホームページ「国際フェリー情報」「周遊船情報」より作成（令和5年6月閲覧）

日中国際フェリー株式会社ホームページ「船内案内」「旅客スケジュール」より作成（令和5年6月閲覧）

パンスタークルーズホームページ「パンスタードリームの詳細」「運航スケジュール」より作成（令和5年6月閲覧）

名門大洋フェリーホームページ「航路・ダイヤ・運航スケジュール」「船舶紹介」より作成（令和5年6月閲覧）

四国開発フェリー株式会社ホームページ「航路・時刻表」「船舶概要」より作成（令和5年6月閲覧）

フェリーさんふらわあホームページ「航路・時刻表/船舶紹介」より作成（令和5年6月閲覧）

大阪水上バスホームページ「サンタマリアの運航日・運航時刻」「船の紹介」より作成（令和5年6月閲覧）

シャトルクルーザーキャプテンラインホームページ「運行ダイヤ」「船の紹介」より作成（令和5年6月閲覧）



図 3.1.6 定期航路ふ頭位置

3.1.4 土地利用

(1) 用途地域

事業計画地周辺の用途地域の指定状況は、図 3.1.7 に示すとおりである。事業計画地に隣接する地域は、準工業地域に指定されている。

(2) 土地利用の状況

事業計画地周辺の土地利用の状況は、図 3.1.8 に示すとおりである。

また、事業計画地周辺地域における地目別（有租地）面積の構成比は、表 3.1.18 に示すとおりである。

表 3.1.18 地目別（有租地）面積の構成比

（令和 3 年 1 月 1 日現在）

市区名	地目別（有租地）面積（㎡）						
	総面積	宅 地				田 畑	雑種地
		商業地区	工業地区	住宅地区	計		
住之江区	10,527,379 (100.0%)	700,897 (6.7%)	6,167,053 (58.6%)	2,936,748 (27.9%)	9,804,698 (93.1%)	18,831 (0.2%)	703,850 (6.7%)
大 正 区	4,033,209 (100.0%)	195,827 (4.9%)	2,234,192 (55.4%)	1,571,259 (39.0%)	4,001,278 (99.2%)	—	31,931 (0.8%)
大 阪 市	111,266,352 (100.0%)	14,448,175 (13.0%)	23,700,078 (21.3%)	67,492,200 (60.7%)	105,640,453 (94.9%)	717,864 (0.6%)	4,908,035 (4.4%)

（注） 1. 雑種地とは、鉄軌道用地、ゴルフ場等を示す。
2. ()内の値は、各市区の総面積を 100%とした割合を示す。

出典：「大阪市統計書（令和 3 年版）」（大阪市、令和 5 年 3 月）

(3) 事業計画地周辺の学校、病院等の施設

事業計画地周辺の学校、病院等の施設の位置は、図 3.1.9 に示すとおりである。

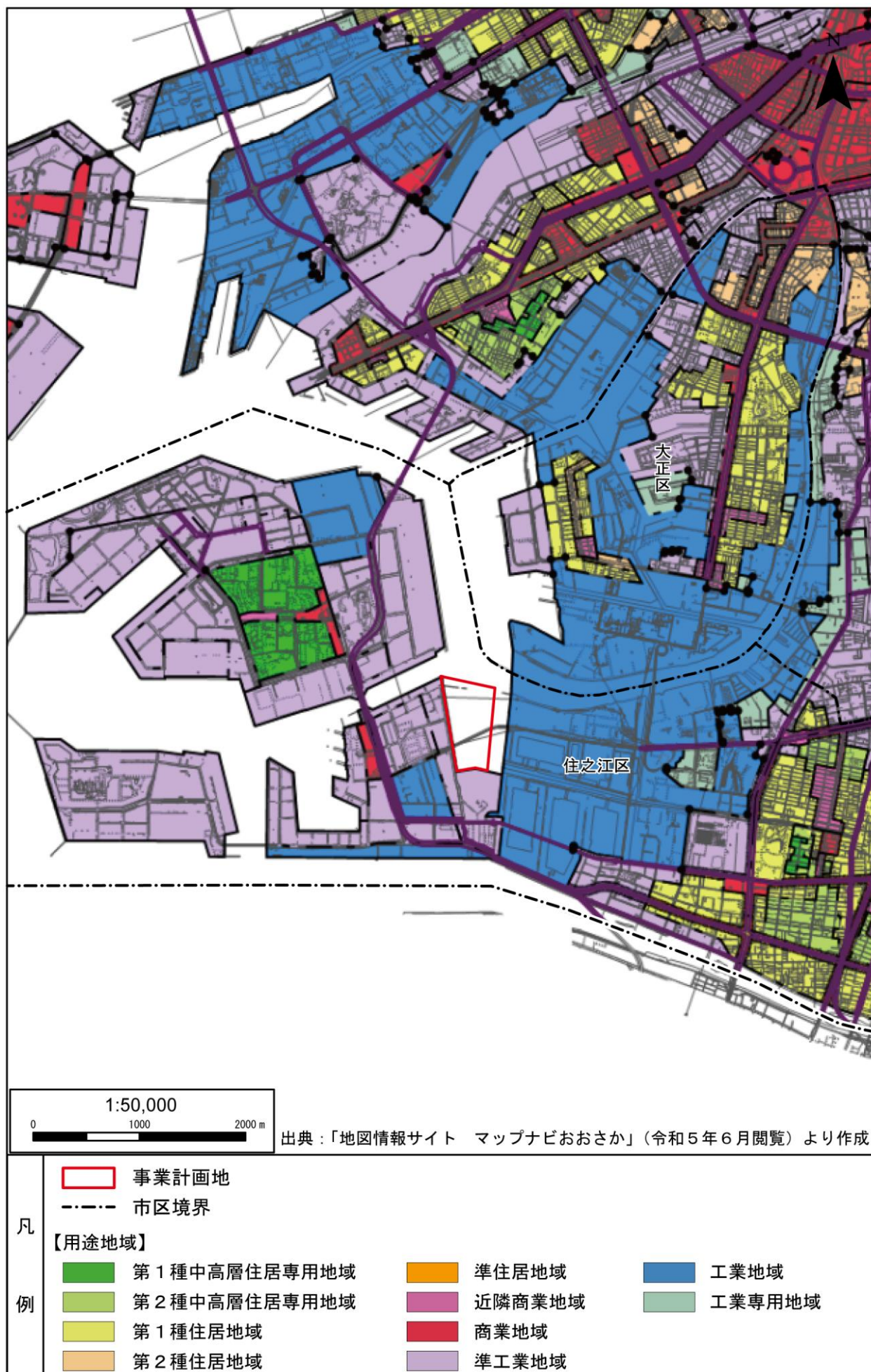


図 3.1.7 事業計画地周辺の用途地域の指定状況

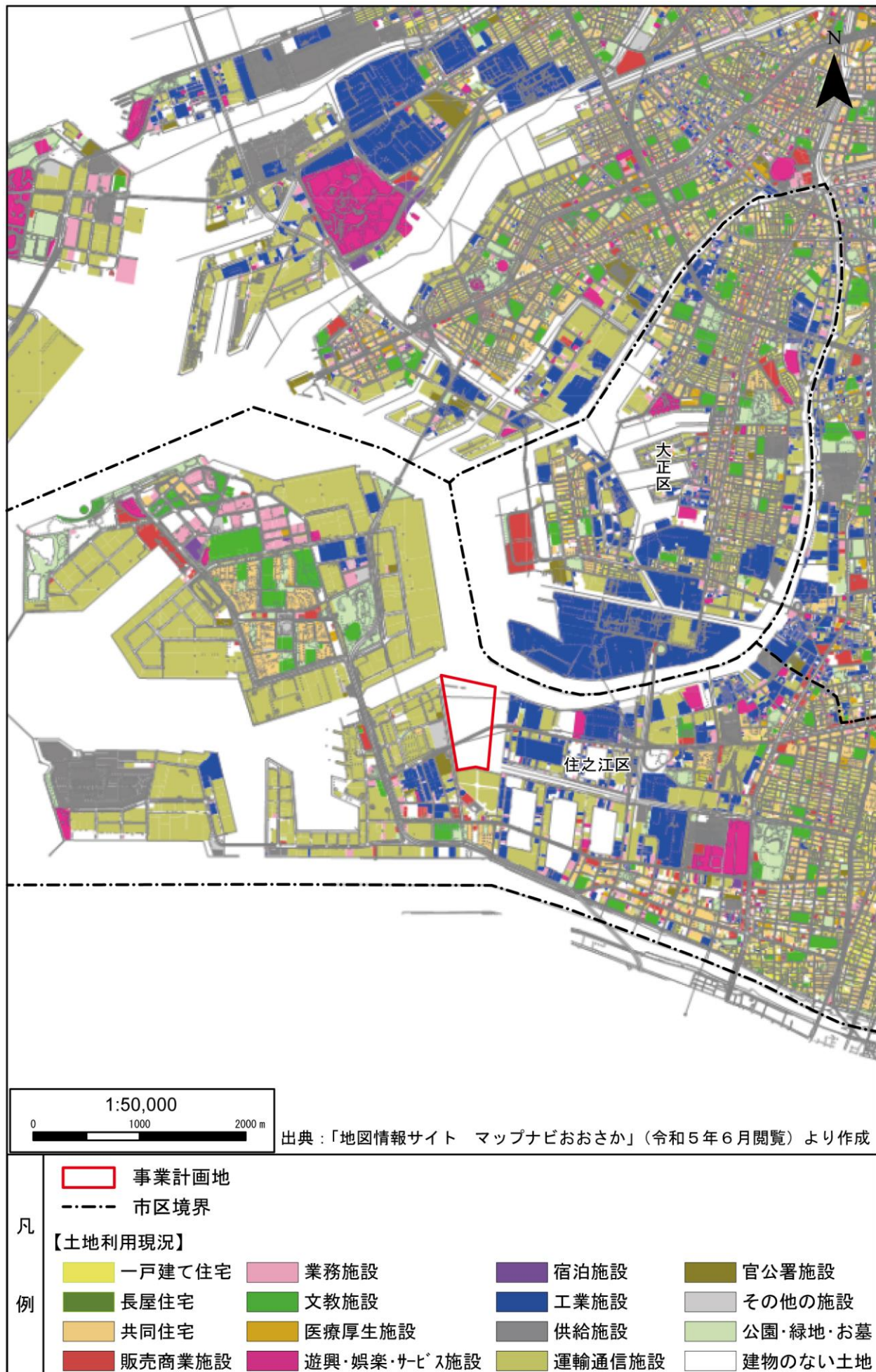


図 3.1.8 事業計画地周辺の土地利用の状況



図 3.1.9 事業計画地周辺の学校、病院等の施設の位置

3.1.5 水 域

(1) 水域の利用状況

事業計画地周辺地域の海域は、図 3.1.10 に示すとおり大阪港港湾区域である。大阪港港湾区域内には漁港法（昭和 25 年法律第 37 号）に基づく漁港区域はなく、漁業権は設定されていない。

(2) 上水道、下水道

(a) 上水道

大阪市における上水道の総合取水量及び給水量等の推移は、表 3.1.19 に示すとおりである。

表 3.1.19 総合取水量及び給水量等の推移

年度	取水量 (総数) (m ³)	給水量 (m ³)	有効率 (%)	1 日一 人当 り平均 給水量 (L)	給水人口 (人)	給水世帯数 (戸)	給水契約数			
							総 数	一般用	業務用	湯屋用
H28	427,260,900	403,349,000	95.1	408.6	2,704,557	1,576,080	1,076,585	1,076,028	282	275
H29	432,621,600	405,103,000	94.6	408.5	2,716,989	1,596,512	1,100,143	1,099,619	267	257
H30	431,831,800	405,775,100	93.9	407.4	2,728,981	1,616,837	1,123,142	1,122,713	191	238
R1	432,990,700	405,990,500	94.4	404.0	2,746,983	1,635,726	1,144,871	1,144,474	171	226
R2	417,540,500	397,962,300	93.6	396.0	2,753,819	1,657,581	1,166,302	1,165,937	159	206

出典：「大阪市統計書（令和 3 年版）」（大阪市、令和 5 年 3 月）

(b) 下水道

事業計画地周辺地域の令和 3 年度末の下水道の普及状況は表 3.1.20 に、大阪市の下水処理場別の処理区域は図 3.1.11 に示すとおりである。

表 3.1.20 下水道の普及状況（令和 3 年度末）

区 域	処理面積 (ha)	陸地面積 (ha)	処理区域 面積普及率 ¹⁾ (%)	処理人口 普及率 ²⁾ (%)	下水管 渠延長 (km)	処理 場数	処理能力 (m ³ /日)
住之江処理区域	3,231	—	—	—	—	1	220,000
千島処理区域	736	—	—	—	—	1	79,000
大阪市全域	19,074	19,530	97.7	99.9	4,971	12	2,844,000

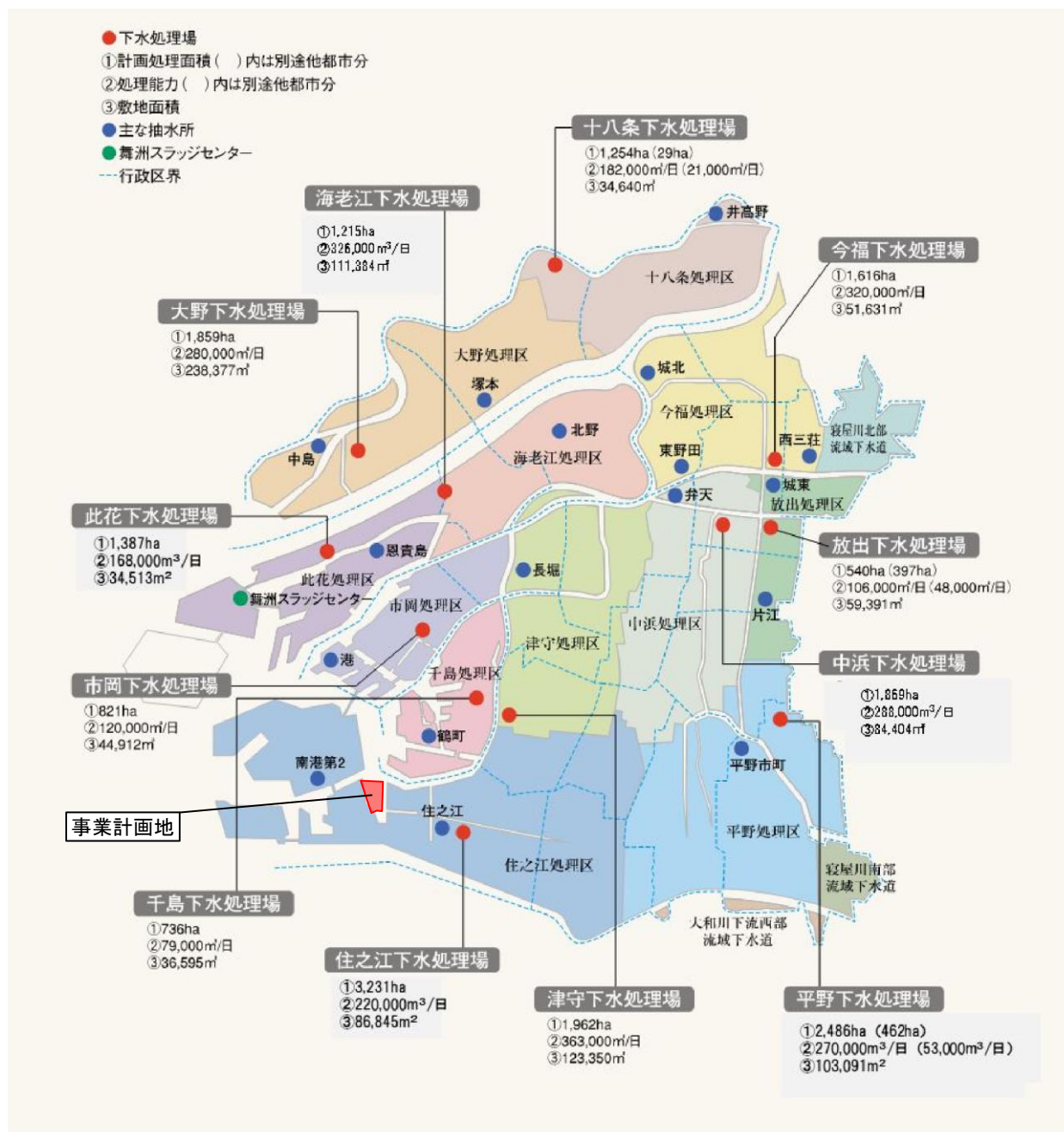
（注） 1. 処理区域面積普及率＝処理面積／大阪市陸地面積

2. 処理人口普及率＝処理人口（2,752,399 人）／総人口（2,752,412 人）〔令和 2 年確定値国勢調査人口〕

出典：「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）



図 3.1.10 大阪港港湾区域



出典：「大阪市環境白書（令和4年度）」（大阪市環境局、令和4年12月）

図 3.1.11 下水処理場別処理区域

3.2 生活環境の概況

3.2.1 大気質

「令和4年度の大気汚染状況」（大阪市環境局、令和5年7月）、「令和4年度のダイオキシン類環境調査結果について」（大阪市環境局、令和5年7月）及び「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）によると、事業計画地周辺地域における大気質の概況は以下のとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置は図3.2.1に、事業計画地周辺地域の測定局における測定結果の概要は表3.2.1にそれぞれ示すとおりである。

（令和4年度）

一般環境大気測定局								自動車排出ガス測定局							
測定局名	NO ₂	SPM	PM _{2.5}	Ox	HC	SO ₂	風向 風速	測定局名	NO ₂	SPM	PM _{2.5}	Ox	HC	SO ₂	CO
1 菅北小学校	◆	◆	◆					15 梅田新道	○	◆					○
2 此花区役所	○	○	○	○	○	○	○	16 出来島小学校	○	○	○	○	○	○	○
3 平尾小学校	○	○	○	○		◆	○	17 北粉浜小学校	○	○			○		
4 野中小学校	○	○	○	○	○	◆		18 杭全町交差点	○	◆					
5 桃谷中学校	○	○	◇	○		◆	○	19 新森小路小学校	○	○					
6 大宮中学校	○	◆		○		◆	○	20 海老江西小学校	○	◆				◆	
7 聖賢小学校	○	○	○	○		○	○	21 今里交差点	○	◆					○
8 清江小学校	○	◆		○		◆	○	22 上新庄交差点	◆						
9 摂陽中学校	○	◆		○	○	○	○	23 住之江交差点	○						
10 今宮中学校	○	◆		○			○	24 茨田中学校	◆	◆					
11 九条南小学校	○	○	○	◆		◆		25 我孫子中学校	◆	○	○				
12 茨田北小学校	◇	◆		○											
13 南港中央公園	○	○	○	○		○	○								
14 島屋小学校		◇	◇				◇								

（注）○は通年測定、◇は令和5年3月1日より測定開始、◆は令和4年10月31日をもって測定終了の測定項目を示す。



出典：「令和4年度の大気汚染状況」（大阪市環境局、令和5年7月）より作成
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000602777.html>

図3.2.1 大気汚染常時監視測定局の配置

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

令和4年度の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、事業計画地から最も近い住之江区の南港中央公園測定局（図3.2.1 No.13）で0.041ppmとなっている。そのほか、住之江区では清江小学校測定局（図3.2.1 No.8）、北粉浜小学校測定局（図3.2.1 No.17）、住之江交差点測定局（図3.2.1 No.23）で測定が行われており、それぞれ0.034ppm、0.035ppm、0.038ppmとなっている。また、大正区では平尾小学校測定局（図3.2.1 No.3）で0.039ppmとなっている。

令和4年度の大阪市内における二酸化窒素の環境基準達成状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）全11局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）全8局で達成している。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和4年度の浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で0.032mg/m³となっている。そのほか、北粉浜小学校測定局で0.037mg/m³、大正区の平尾小学校測定局で0.039mg/m³となっている。

令和4年度の大阪市内における浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は、一般局全7局及び自排局全4局で達成している。

(3) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

令和4年度の微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で11.2μg/m³及び27.0μg/m³となっている。そのほか、北粉浜小学校測定局で12.4μg/m³及び27.8μg/m³、大正区の平尾小学校測定局で10.4μg/m³及び23.8μg/m³となっている。

令和4年度の大阪市内における微小粒子状物質の環境基準達成状況は、一般局全6局及び自排局全4局で達成している。

(4) 光化学オキシダント (O_x)

令和4年度の光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で0.025ppmとなっている。そのほか、清江小学校測定局で0.031ppm、大正区の平尾小学校測定局で0.030ppmとなっている。

令和4年度の大阪市内における光化学オキシダントの環境基準達成状況（短期的評価）は、前年度に引き続き全局（一般局12局、自排局1局）で達成していない。

(5) 二酸化硫黄 (SO₂)

令和4年度の二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は、事業計画地から最も近い南港中央公園測定局で0.007ppmとなっている。

令和4年度の大阪市内における二酸化硫黄の環境基準達成状況は、一般局全4局及び自排局全1局で達成している。

(6) 一酸化炭素 (CO)

住之江区、大正区では一酸化炭素の測定は行われていない。

令和4年度の大阪市内における一酸化炭素の環境基準達成状況は、自排局全3局で達成している。

表 3.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

No.	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})		
		年平均値	日平均値 の年間 98%値	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値 の2% 除外値	基準超過 が2日以 上連続の 有無	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値 の年間 98%値	環境基準 達成状況
		(ppm)	(ppm)	○・×	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有・無	○・×	(μg/m ³)	(μg/m ³)	○・×
3	平尾小学校	0.016	0.039	○	0.017	0.039	無	○	10.4	23.8	○
8	清江小学校	0.015	0.034	○	—	—	—	—	—	—	—
13	南港中央公園	0.019	0.041	○	0.015	0.032	無	○	11.2	27.0	○
	市内平均	0.015	—	11/11	0.016	—	—	7/7	10.2	—	6/6
	環境基準	日平均値の年間98%値が 0.06ppm 以下であること。			日平均値の2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連 続しないこと。				1年平均値が15μg/m ³ 以下 であり、かつ、日平均値の 年間98%値が 35μg/m ³ 以 下であること。		

表 3.2.1(2) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

No.	測定局名	光化学オキシダント (O _x)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の 1時間値が 0.06ppm を 超えた日数	昼間の 1時間値が 0.06ppm を 超えた時間数	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値の 2%除外値	基準超過が 2日以上連 続の有無	環境基準 達成状況
		(ppm)	(日)	(時間)	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×
3	平尾小学校	0.030	59	242	×	—	—	—	—
8	清江小学校	0.031	66	301	×	—	—	—	—
13	南港中央公園	0.025	34	127	×	0.004	0.007	無	○
	市内平均	0.032	68	316	0/12	0.004	—	—	4/4
	環境基準	1時間値が 0.06ppm 以下であること。				日平均値の2%除外値が 0.04ppm 以下であり、 基準超過が2日以上連続しないこと。			

- (注) 1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数) / (有効測定局数) を示す。
3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価によるものである。
4. 番号は図 3.2.1 に対応している。

出典：「令和4年度の大気汚染状況 測定局別の大気汚染物質濃度一覧(令和4年度)」(大阪市環境局、令和5年7月)

表 3.2.1(3) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

No.	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})		
		年平均値	日平均値 の年間 98%値	環境基準 達成状況	年平均値	日平均 値の2% 除外値	基準超過 が2日以上 連続の 有無	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値 の年間 98%値	環境基準 達成状況
		(ppm)	(ppm)	○・×	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有・無	○・×	(μg/m ³)	(μg/m ³)	○・×
17	北粉浜小学校	0.017	0.035	○	0.017	0.037	無	○	12.4	27.8	○
23	住之江交差点	0.020	0.038	○	—	—	—	—	—	—	—
	市内平均	0.019	—	8 / 8	0.015	—	—	4 / 4	11.4	—	4 / 4
	環境基準	日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。			日平均値の2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上 連続しないこと。				1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均 値の年間 98%値が 35 μg/m ³ 以下であること。		

表 3.2.1(4) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

No.	測定局名	光化学オキシダント (O _x)				二酸化硫黄 (SO ₂)				一酸化炭素 (CO)			
		昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の 1時間値が 0.06ppm を超えた 日数	昼間の 1時間値が 0.06ppm を超えた 時間数	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値 の2% 除外値	基準超過 が2日以上 連続の 有無	環境基準 達成状況	年平均値	日平均値 の2% 除外値	基準超過 が2日以上 連続の 有無	環境基準 達成状況
		(ppm)	(日)	(時間)	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×	(ppm)	(ppm)	有・無	○・×
17	北粉浜 小学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	住之江 交差点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	市内平均	0.025	12	38	0 / 1	0.004	—	—	1 / 1	0.3	—	—	3 / 3
	環境基準	1 時間値が 0.06ppm 以下である こと。				日平均値の2%除外値が 0.04ppm 以下であり、基準超過が 2 日以上連続しないこと。				日平均値の2%除外値が 10ppm 以下であり、基準超過が 2 日以上連続しないこと。			

- (注) 1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、（環境基準達成局数）／（有効測定局数）を示す。
3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価によるものである。
4. 番号は図 3.2.1 に対応している。

出典：「令和4年度の大気汚染状況 測定局別の大気汚染物質濃度一覧（令和4年度）」（大阪市環境局、令和5年7月）

(7) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

令和3年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果は、表 3.2.2 に示すとおりであり、大正区の平尾小学校測定局でジクロロメタンの年平均値が 2.8 μg/m³ となっている。

大阪市内全局（一般局3局、自排局1局）で環境基準を達成している。

表 3.2.2 令和3年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名 No. 測定局名	(1)	(3)	(9)	(15)	市内 平均	環境基準 【指針値】
	北区 菅北小学校	大正区 平尾小学校	平野区 摂陽中学校	西淀川区 出来島小学校		
ベンゼン	0.54	—	0.67	0.94	0.72	$3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トリクロロエチレン	0.32	—	1.2	—	0.76	$130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
テトラクロロエチレン	0.20	—	0.25	—	0.23	$200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ジクロロメタン	1.5	2.8	3.6	—	2.6	$150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

(注) 1. 番号は図 3.2.1 に対応している。

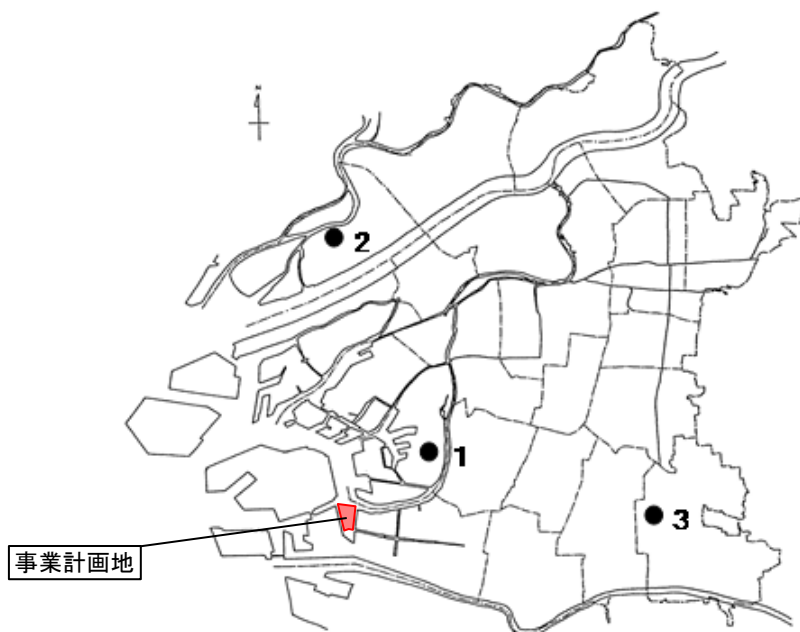
2. (1)・(9)は全国標準監視地点、(3)・(15)は地域特設監視地点である。

出典:「大阪市環境白書(令和4年度版)」(大阪市環境局、令和4年12月)

(8) ダイオキシン類

令和4年度のダイオキシン類(大気)の調査地点及び調査結果は、図 3.2.2 及び表 3.2.3 に示すとおりであり、大正区の平尾小学校測定局で年間平均値が $0.037\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となっている。

大阪市内の年間平均値の範囲は、 $0.037\sim 0.044\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、調査地点全3地点で環境基準($0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下)を達成している。



出典:「令和4年度のダイオキシン類環境調査結果について」(大阪市環境局、令和5年7月)より作成

図 3.2.2 令和4年度のダイオキシン類(大気)の調査地点

表 3.2.3 令和4年度のダイオキシン類(大気)の調査結果

(単位: $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

No.	調査地点	年間 測定回数	測定結果の 最小値～最大値	令和4年度 年間平均値	環境基準 (年間平均値)
1	平尾小学校 (大正区)	2	0.030～0.043	0.037	0.6 以下
2	淀中学校 (西淀川区)	2	0.030～0.043	0.037	
3	摂陽中学校 (平野区)	2	0.037～0.050	0.044	

(注) 試料採取日は、夏季:令和4年8月18～25日、冬季:令和5年1月12～19日である。

出典:「令和4年度のダイオキシン類環境調査結果について」(大阪市環境局、令和5年7月)

3.2.2 水 質

「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）、「令和3年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和5年3月）及び「令和4年度のダイオキシン類環境調査結果について」（大阪市環境局、令和4年7月）によると、事業計画地周辺における令和3年度の水質の生活環境項目及び健康項目、令和4年度のダイオキシン類の概況は以下に示すとおりである。なお、令和3年度の河川・海域における水質調査地点は、図3.2.3に示すとおりである。大阪市内公共用水域における水質調査結果は表3.2.4に、大阪湾水域における水質調査結果は表3.2.5に、大阪市内河川における底質調査結果は表3.2.6にそれぞれ示すとおりである。

(1) 生活環境項目

事業計画地周辺の河川では、令和3年度5地点（No.33～36、No.38）で調査が行われており、船町渡（No.35）でpH最大値が8.7とB類型の環境基準である8.5を超過している。

大阪湾水域は、環境基準の類型指定（海域C類型）を受けており、全9地点（No.39～47）で調査が行われている。

令和3年度の調査結果は、pHが7地点で最大値が環境基準である8.3を超過しているが、事業計画地近傍のNo.41では環境基準値以下となっている。全窒素は、神崎川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、北港沖1,000m、南港の6地点で、全リンは、神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央の3地点で、年平均値が環境基準（全窒素：1mg/L以下、全リン：0.09mg/L以下）を達成していない。

(2) 健康項目

健康項目については、表3.2.7に示すとおりほう素が海水の影響により一部の地点で環境基準を達成していない。



出典：「大阪市の川・海の水質・底質（大阪市内公共用水域測定結果）」（大阪市環境局、令和4年12月）より作成
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000459104.html>)

図3.2.3 水質調査地点

表 3.2.4 大阪市内公共用水域における水質調査結果（令和3年度）

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	7.1～7.6	10	1.2(1.1)	3.7	8
2	吹田橋	神崎川	B	7.1～7.5	10	2.4(2.8)	—	—
3	新三国橋	神崎川	B	7.0～8.3	7.7	2.0(2.2)	5.8	8
4	神崎橋	神崎川	B	7.2～8.6	6.9	2.2(2.5)	5.3	4
5	千船橋	神崎川	B	7.2～7.7	8.7	1.5(1.8)	5.1	3
6	辰巳橋	神崎川 (左門殿川)	B	7.0～8.4	7.7	2.0(2.9)	4.9	4
7	新京阪橋	安威川	B	6.9～7.7	7.9	3.1(3.0)	6.4	7
8	菅原城北大橋	淀川	B	7.6～7.9	9.3	1.0(1.0)	3.2	4
9	伝法大橋	淀川	C	7.6～8.7	9.3	3.1(2.8)	4.1	6
10	今津橋	寝屋川	D	6.7～7.2	5.9	4.5(5.1)	7.7	6
11	新喜多大橋	寝屋川	D	6.9～7.1	6.5	3.9(5.4)	—	—
12	京橋	寝屋川	D	6.7～7.5	7.4	2.8(3.4)	6.0	6
13	徳栄橋	古川	D	6.8～7.3	6.4	3.6(4.3)	6.7	7
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	6.8～7.1	8.8	4.0(5.3)	—	—
15	下城見橋	第二寝屋川	D	6.7～7.2	6.7	3.5(4.2)	7.1	4
16	中竹渕橋	平野川	D	7.0～7.3	10	2.2(2.8)	—	—
17	安泰橋	平野川	D	7.0～7.5	10	2.1(2.5)	—	—
18	睦橋	平野川	D	6.9～7.4	10	2.2(2.5)	—	—
19	南弁天橋	平野川	D	6.6～7.4	7.8	2.7(3.3)	7.1	5
20	城見橋	平野川	D	6.6～7.2	7.0	3.1(4.4)	7.4	5
21	片一橋	平野川分水路	D	6.8～7.2	10	3.3(3.3)	—	—
22	天王田大橋	平野川分水路	D	6.7～7.1	6.6	3.7(4.5)	7.3	4
23	赤川橋	城北川	B	7.4～7.7	11	0.9(1.0)	—	—
24	毛馬橋	大川	B	7.5～7.6	11	1.0(1.1)	—	—
25	桜宮橋	大川	B	7.3～7.7	11	0.9(1.2)	2.9	5
26	天神橋(右)	堂島川	B	6.9～7.6	8.9	1.7(1.8)	4.5	6
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	6.9～7.6	8.7	1.9(2.1)	4.8	6
28	天保山渡	安治川	B	7.3～8.1	8.5	1.1(1.1)	3.9	2
29	北港大橋 下流 700m	正蓮寺川	B	7.1～8.0	6.1	2.7(2.7)	5.8	4
30	春日出橋	六軒家川	B	7.2～8.2	9.4	1.1(1.1)	3.9	4
31	本町橋	東横堀川	B	6.9～8.9	7.9	1.6(2.1)	4.2	4
32	大黒橋	道頓堀川	B	7.0～7.6	8.1	1.0(1.2)	4.4	4
33	甚兵衛渡	尻無川	B	7.0～7.8	7.7	1.2(1.5)	4.6	3
34	千本松渡	木津川	B	7.0～7.7	8.5	1.6(2.0)	4.9	3
35	船町渡	木津川運河	B	7.1～8.7	11	1.9(2.2)	4.6	3
36	住之江大橋 下流 1,100m	住吉川	B	6.8～8.1	8.2	2.6(3.3)	6.3	3
37	浅香新取水口	大和川	C	7.9～8.1	9.4	1.6(1.6)	5.8	5
38	遠里小野橋	大和川	D	7.9～8.2	9.3	1.5(1.7)	5.8	4
環境基準				B:6.5～8.5以下 C:6.5～8.5以下 D:6.0～8.5以下	B:5mg/L 以上 C:5mg/L 以上 D:2mg/L 以上	B:3mg/L 以下 C:5mg/L 以下 D:8mg/L 以下	—	B: 25mg/L 以下 C: 50mg/L 以下 D:100mg/L 以下

(注) 1. 数値は年平均値である（ただし、pHは最小～最大を示している）。
2. BOD欄の()内の数値は、日間平均値の年間75%値を示している。
3. 測定していない項目については、「—」で示している。

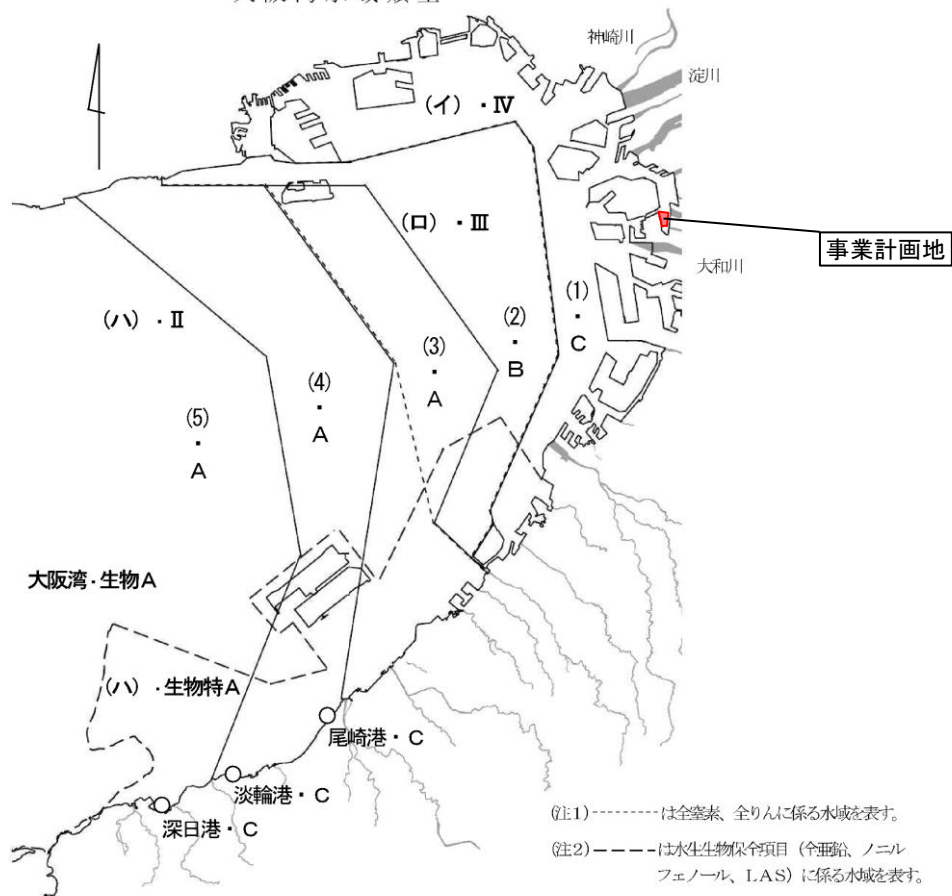
出典：「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）
「令和3年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和5年3月）

表 3.2.5 大阪湾水域における水質調査結果（令和 3 年度）

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	類型	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
39	神崎川 河口中央	C	7.3～8.3	7.8	5.3 (5.1)	Ⅳ	2.1	0.14
40	淀川 河口中央	C	7.4～8.7	10	3.6 (4.0)	Ⅳ	0.96	0.094
41	木津川 河口中央	C	7.2～8.1	8.2	4.8 (5.2)	Ⅳ	2.8	0.13
42	No. 5 ブイ跡	C	7.6～8.7	9.0	4.6 (5.0)	Ⅳ	1.6	0.081
43	No. 25 ドルフィン	C	7.9～8.7	10	4.7 (4.8)	Ⅳ	1.8	0.085
44	北港沖 1,000m	C	7.9～8.9	10	4.8 (4.0)	Ⅳ	1.1	0.059
45	大阪港 関門外	C	8.0～8.9	9.5	4.4 (4.3)	Ⅳ	0.99	0.053
46	南 港	C	7.6～8.5	8.1	4.8 (5.2)	Ⅳ	1.5	0.076
47	大阪湾 C-3	C	7.9～8.5	9.0	4.3 (4.7)	Ⅳ	0.85	0.078
環境基準			7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下		1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- (注) 1. 表中の数値は、表層における測定値である。
2. 数値は年平均値である（ただし、pH は最小～最大を示している）。
3. COD の（ ）内の数値は、日間平均値の年間 75% 値を示している。

大阪湾水域類型



出典：「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）
「令和 3 年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和 5 年 3 月）

表 3.2.6 大阪市内河川底質調査結果（令和３年度）

(乾燥重量値)

調査地点	河川名	含水率 (%)	pH	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
千船橋	神崎川	48	7.6	0.69	<0.01	0.80
大黒橋	道頓堀川	34	7.6	0.98	<0.01	0.52
天保山渡	安治川	66	7.8	0.55	<0.01	0.12
千本松私	木津川	39	7.4	0.43	<0.01	0.13

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年１２月）

表 3.2.7 大阪市における環境基準項目に係る達成割合（健康項目）

項 目 名	達成数	全 数	達成率 (%)
カドミウム	35	35	100
全シアン	35	35	100
鉛	35	35	100
六価クロム	35	35	100
ヒ素	35	35	100
総水銀	35	35	100
P C B	35	35	100
ジクロロメタン	35	35	100
四塩化炭素	35	35	100
1,2-ジクロロエタン	35	35	100
1,1-ジクロロエチレン	35	35	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	35	35	100
1,1,1-トリクロロエタン	35	35	100
1,1,2-トリクロロエタン	35	35	100
トリクロロエチレン	35	35	100
テトラクロロエチレン	35	35	100
1,3-ジクロロプロペン	35	35	100
チウラム	35	35	100
シマジン	35	35	100
チオベンカルブ	35	35	100
ベンゼン	35	35	100
セレン	35	35	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	38	38	100
ふっ素 ²⁾	29	29	100
ほう素 ²⁾	24	29	83
1,4-ジオキサン	35	35	100
総 数	3,135	3,277	96

(注) １．環境基準適否の評価は、年間平均値によるものである。

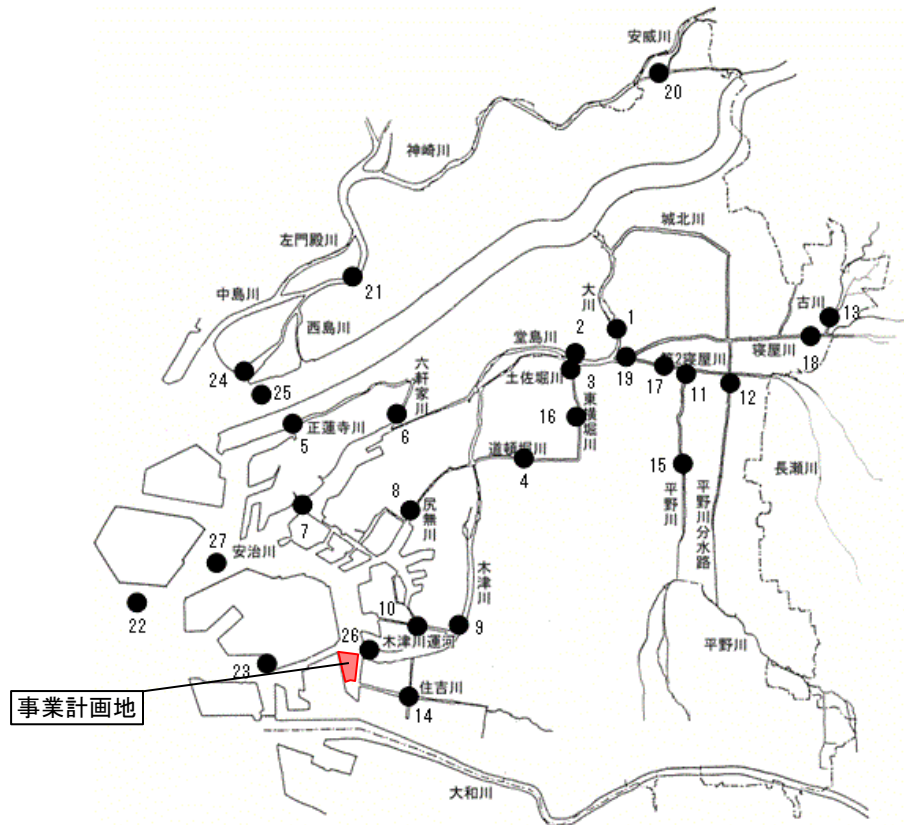
２．ふっ素及びほう素の未達成については、海水影響によるものである。

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年１２月）

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類（水質）の調査地点は、図 3.2.4 に示すとおりであり、海域では 6 地点で調査が行われている。同地点では水底の底質についても調査が行われており、これらの調査結果は表 3.2.8 に示すとおりである。

平成 30 年度から令和 4 年度にかけて、全地点で環境基準（水質：1 pg-TEQ/L 以下、底質：150 pg-TEQ/g 以下）を達成している。



出典：「令和 4 年度のダイオキシン類環境調査結果について」（大阪市環境局、令和 5 年 7 月）より作成

図 3.2.4 ダイオキシン類（水質及び底質）の調査地点

表 3.2.8 大阪市内の海域におけるダイオキシン類（水質及び底質）の調査結果

（単位：水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g）

No.	調査地点	年間平均値									
		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
		水 質	底 質	水 質	底 質	水 質	底 質	水 質	底 質	水 質	底 質
22	大阪港関門外	－	－	0.054	20	－	－	－	－	0.070	17
23	南 港	－	－	－	－	0.094	2.5	－	－	－	－
24	神崎川河口中央	0.19	45	－	－	－	－	0.24	45	－	－
25	淀川河口中央	0.065	3.4	－	－	－	－	0.11	6.0	－	－
26	木津川河口中央	－	－	－	－	0.084	100	－	－	－	－
27	No.5 ブイ跡	－	－	0.077	13	－	－	－	－	0.084	24

（注）海域調査地点 6 地点は、平成 28 年度から 3 年に 1 度の頻度で採水及び採泥を実施している。

出典：「大阪市環境白書（令和元年度版）」（大阪市環境局、令和元年11月）

「大阪市環境白書（令和 2 年度版）」（大阪市環境局、令和 2 年12月）

「令和 2 年度のダイオキシン類環境調査結果について」（大阪市環境局、令和 5 年 7 月）

「令和 3 年度のダイオキシン類環境調査結果について」（大阪市環境局、令和 5 年 7 月）

「令和 4 年度のダイオキシン類環境調査結果について」（大阪市環境局、令和 5 年 7 月）

3.2.3 地下水

「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）及び「令和4年度のダイオキシン類環境調査結果について」（大阪市環境局、令和5年7月）によると、事業計画地周辺地域における令和3年度の地下水の環境基準項目及び令和4年度のダイオキシン類の概況は、以下に示すとおりである。

(1) 人の健康の保護に関する項目

令和3年度の地下水汚染調査では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、前年度の概況調査等により地下水汚染の可能性がある地点・項目について汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査、それにより地下水汚染が確認された地点・項目について継続的に監視を行うための継続監視調査が実施されている。

概況調査は大阪市内の5地点で行われており、事業計画地周辺地域では住之江区浜口東で実施されている。その結果は表3.2.9に示すとおりであり、全ての項目について環境基準を達成している。

継続監視調査は、事業計画地周辺地域では此花区島屋でほう素について実施されており、その結果は2.2mg/Lで環境基準（1mg/L）を達成していない。

(2) ダイオキシン類

令和4年度のダイオキシン類（地下水質）については、図3.2.5に示すとおり大阪市内1地点（東淀川区小松）で実施されており、その年平均値は0.034pg-TEQ/Lで環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成している。

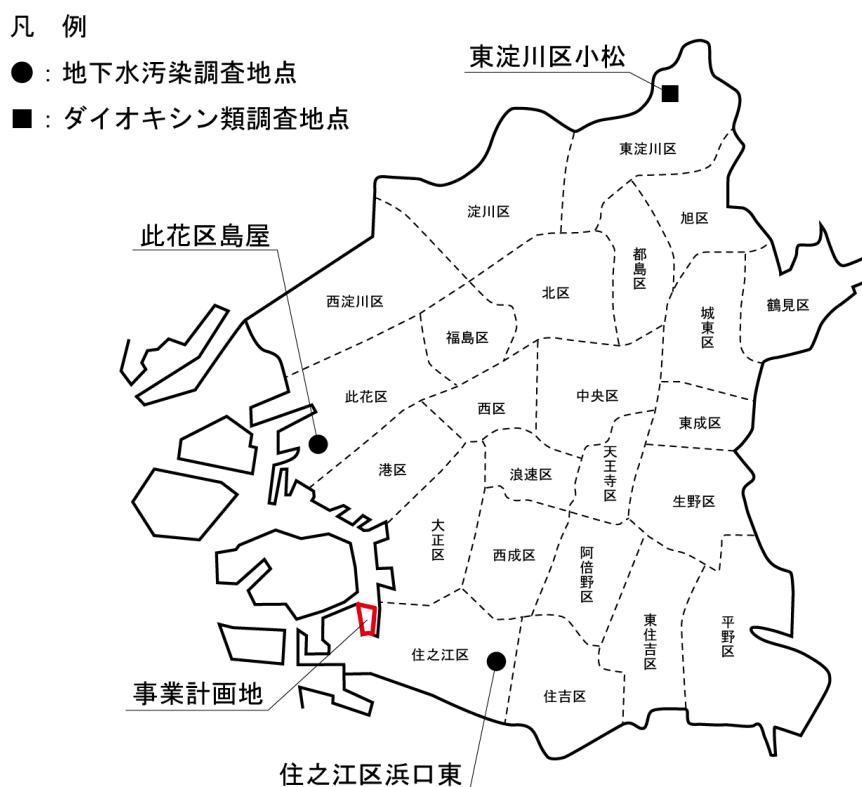


図 3.2.5 令和3年度の地下水汚染調査地点及び令和4年度のダイオキシン類調査地点

表 3.2.9 地下水の概況調査結果

測定項目	基準値 (mg/L)	住之江区浜口東
カドミウム	0.003 以下	<0.0003
全シアン	検出されないこと	検出せず
鉛	0.01 以下	<0.005
六価クロム	0.05 以下 ^{注)}	<0.02
砒素	0.01 以下	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005
P C B	検出されないこと	検出せず
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.8
ふっ素	0.8 以下	<0.08
ほう素	1 以下	0.07
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005

(注) 六価クロムの基準値は、2022 年 4 月より 0.05mg/L 以下から 0.02mg/L 以下と改正されたが、調査対象期間（2022 年 3 月 7 日）における値を示す。

出典：「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）

3.2.4 土 壌

「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）によると、令和 3 年度に報告書の提出等があった土壌調査件数は 53 件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 42 件であった。

また、事業計画地周辺地域において「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域一覧（令和 5 年 10 月 20 日時点）は表 3.2.10 に、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域一覧（令和 5 年 5 月 19 日時点）は表 3.2.11 に示すとおりである。

表 3. 2. 10(1) 「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域一覧

(令和 5 年 10 月 20 日時点)

指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない 特定有害物質	面積 (㎡)	区域の 区分
届指-35 号	H23. 03. 11	大正区鶴町二丁目 20-15、20-16、 23-9 の各一部	ふっ素及びその化合物	320	一般管 理区域
届指-41 号	H23. 04. 28	大正区船町二丁目 15-9、15-13 の 各一部	ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 有機りん化合物 カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	13, 451	
届指-81 号	H24. 07. 20	住之江区東加賀屋一丁目 60-3、 60-8 の各一部	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	1, 200	
届指-128 号	H25. 10. 25	住之江区南港北二丁目 8-4	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	12, 691. 75	
届指-139 号	H26. 02. 21	住之江区北加賀屋三丁目 5-1 の 一部	鉛及びその化合物	2, 354. 52	
届指-168 号	H27. 03. 13	住之江区南港北一丁目 39-2、39- 6 の各一部	ふっ素及びその化合物	700	
届指-188 号	H27. 11. 06	住之江区南港南五丁目 6-2、8- 10、8-11、23-2、25-2 の各一部、 8-2、12-1、17-1、17-3、18、24- 1	クロロエチレン 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	32, 955. 8	
届指-191 号	H27. 12. 04	大正区船町一丁目 5-4 の一部、7- 8	四塩化炭素 ジクロロメタン 1, 1, 1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	55, 929. 6	
届指-218 号	H28. 11. 25	大正区鶴町四丁目 12-6 の一部	砒素及びその化合物	195	
届指-244 号	H29. 07. 28	住之江区北加賀屋五丁目 27-1 の 一部	ふっ素及びその化合物	498. 8	
届指-249 号	H29. 08. 25	大正区船町二丁目 22、23、24-1 の各一部	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	20, 921. 94	

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（大阪市 HP）より作成

表 3.2.10(2) 「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域一覧

(令和5年10月20日時点)

指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない 特定有害物質	面積 (㎡)	区域の 区分
屈指-261号	H30.01.12	大正区南恩加島六丁目 1-1 の一部、1-19 の一部、1-34 の一部、1-81、1-82、1-84 の一部、1-86、1-133、1-173、1-328 の一部、1-330、1-331 の一部、1-337、1-353、1-417 の一部、1-418、1-420 の一部、1-422、1-548、1-549、1-550、1-551、1-618 の一部、1-619、1-657、1-658 の一部、1-705、1-706、1-674、1-676、2-1 の一部、2-3 の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	8,578.1	一般管理区域
屈指-287号	H30.12.07	住之江区南港北一丁目 41-5、41-6、43-7	ふっ素及びその化合物	16,205.04	埋立地 特例区域
屈指-295号	H31.03.29	住之江区南港南一丁目 15-1 の一部	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	12,656.3	一般管理区域
屈指-306号	R01.07.12	大正区南恩加島四丁目 463-18 の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	405	
屈指-311号	R01.09.13	大正区泉尾七丁目 13-3 の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	1,143.6	
屈指-312号	R01.10.04	住之江区東加賀屋一丁目 9-1 の一部	水銀及びその化合物	963.8	
屈指-316号	R02.01.24	住之江区平林南一丁目 6-12、6-13 の一部	ふっ素及びその化合物	1,131.27	
屈指-317号	R02.01.31	住之江区平林北一丁目 2-43 の一部	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	1,243.3	
屈指-335号	R02.06.19	住之江区柴谷一丁目 10-1、10-24	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	23,872.3	
屈指-342号	R02.08.28	住之江区南港中三丁目 2-4 の一部	砒素及びその化合物	8,909.19	
屈指-366号	R03.08.13	住之江区南港南五丁目 26 の一部	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	682.11	
屈指-368号	R03.09.17	住之江区南港南二丁目 22 の一部	ふっ素及びその化合物	24.76	
屈指-370号	R03.09.24	大正区南恩加島七丁目 1-3、1-5、1-94、1-95、1-108、1-109 の各一部	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	4,082.15	
屈指-373号	R03.12.24	住之江区北加賀屋四丁目1-1の一部、1地先の一部	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	2,449.27	
屈指-396号	R04.09.09	住之江区平林北一丁目 2-43 の一部	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	126.25	
屈指-397号	R04.09.09	住之江区南港中四丁目 3-3 の一部	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物	400.42	
屈指-419号	R05.06.09	大正区鶴町一丁目 1-2、1-12、1-17	テトラクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	33,184.56	

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（大阪市 HP）より作成

表 3.2.11 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域一覧

(令和 5 年 5 月 19 日時点)

指定番号	指定年月日	所在地	指定基準に適合しない 管理有害物質	面積 (㎡)
整-30-2 届管指-10 号	H31. 03. 29	大阪市住之江区南港南一丁目15-1の 一部	ダイオキシン類	3,160

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域」（大阪市 HP）より作成

3.2.5 騒音・振動

「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）によると、令和 3 年度の事業計画地周辺地域における道路交通騒音・振動の測定結果は、表 3.2.12 に示すとおりである。

騒音については、事業計画地周辺地域における測定地点 3 地点のうち、住之江区第 8802 号線（住之江区南港中 1-3-105）の夜間で環境基準が非達成であり、その他の調査地点では昼間・夜間とも環境基準を達成している。

振動については環境基準がないため、道路交通振動の要請限度と比較すると、事業計画地周辺地域における測定地点 3 地点で要請限度以下の値であった。

表 3.2.12 令和 3 年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動の測定結果

(単位：デシベル)

対象道路	測定地点	用途地域 (区域の区分)	測定結果			
			騒音 (L_{eq})		振動 (L_{10})	
			昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
住之江区第 8802 号線	住之江区南港中 1-3-105	準工業地域 (第二種区域)	70	66*	41	31
住吉区第 2650 線	住之江区中加賀屋 1-11	準住居地域 (第一種区域)	67	60	44	37
大阪八尾線	大正区鶴町 3-22-1	第二種住居地域 (第一種区域)	60	51	44	35

(注) 1. 騒音に係る環境基準（幹線道路に近接する空間）は、昼間（6～22 時）が 70 デシベル、夜間（22 時～翌朝 6 時）が 65 デシベルである。

2. *は騒音に係る環境基準値を上回っていることを示す。

3. 振動についての道路交通振動の要請限度は、第一種区域で昼間（6～21 時）が 65 デシベル、夜間（0～6 時及び 21～24 時）が 60 デシベル、第二種区域で昼間が 70 デシベル、夜間が 65 デシベルである。

出典：「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）

3.2.6 地盤沈下

「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）によると、令和 3 年度における住之江区、大正区の水準点高さの平成 30 年度との変動量分布及び最大変動量は、表 3.2.13 に示すとおりである。

表 3.2.13 各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量(平成 30 年度調査比)

(令和 3 年度調査実施)

区名	観測 水準 点数	変動量分布					最大変動量	
		沈 下		±0.0cm	隆起		変動量 [平成 30 年度比] (cm)	所在地 [水準点番号]
		1 cm 以上	1 cm 未満		1 cm 未満	1 cm 以上		
住之江区	6	0	4	0	2	0	-0.95	南港東 1-6 [南 66]
大 正 区	10	1	9	0	0	0	-1.09	鶴町 2-20 [西 72]

出典：「大阪市環境白書（令和 4 年度版）」（大阪市環境局、令和 4 年 12 月）

3.2.7 悪 臭

「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）によると、令和3年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は198件で、全公害苦情件数1,424件の13.9%を占めている。発生源別にみると、「工場・事業場」が72件、「飲食店営業」が50件、「その他」が36件となっている（表3.2.15参照）。なお、事業計画地周辺地域の悪臭に係る苦情件数では、住之江区で8件、大正区で3件となっている（表3.2.16参照）。

3.2.8 日照阻害

大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成12年4月1日大阪市条例第62号）に基づき、日影規制が行われている。事業計画地近傍の用途地域は、準工業地域及び工業地域に指定されている。なお、商業地域及び臨海地区の工業地域は、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

3.2.9 電波障害

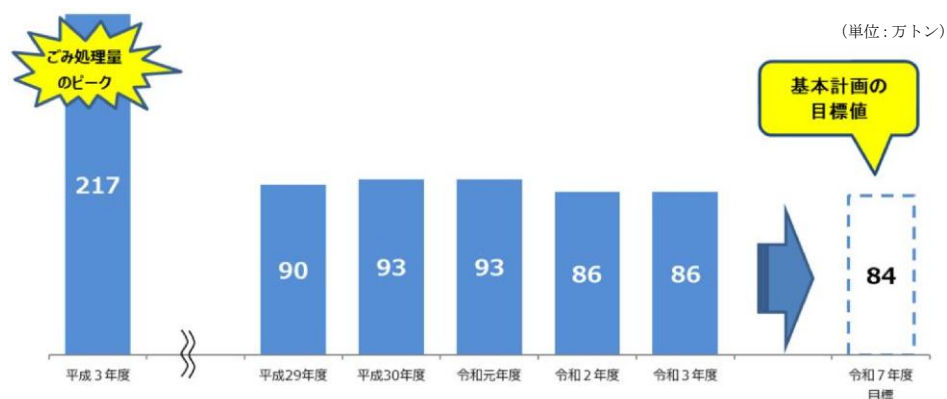
電波障害とは、建築物がテレビ電波の伝搬路を遮へいすることなどによって、テレビ電波の受信に障害が生じることであり、高層建築物や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

3.2.10 廃棄物

(1) 一般廃棄物

「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）によると、大阪市では令和2年3月の一般廃棄物処理基本計画改定により、前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量：84万トン」を引き続き目指すこととしており、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み（2R）を進め、ごみ減量に向けた取組みを行うこととしている。

大阪市のごみ処理（焼却）量の推移は、図3.2.6に示すとおり廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用を推進した結果、平成3年度のごみ処理量217万トンに対し、令和3年度は86万トンとなっている。



出典：「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）

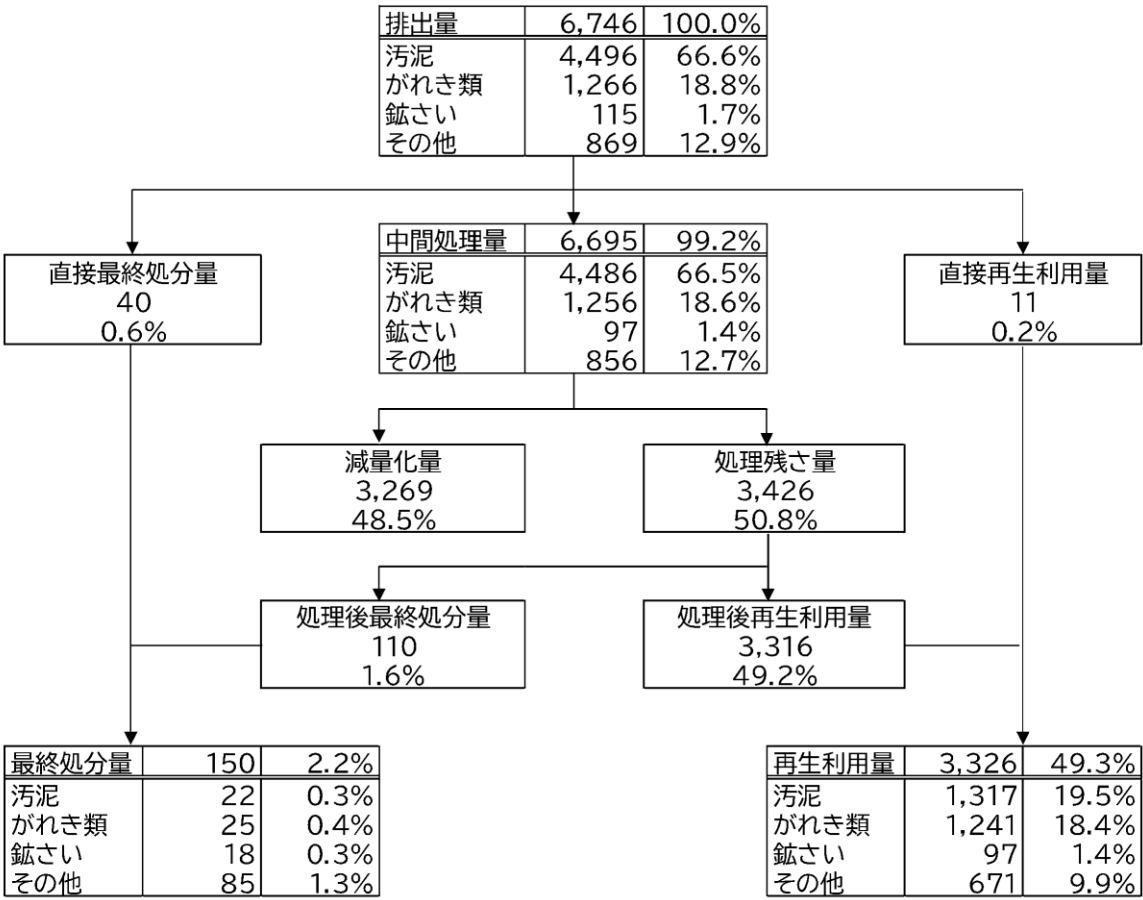
図3.2.6 大阪市のごみ処理（焼却）量の推移

なお、事業計画地がある夢洲の西側の一部に立地している北港処分地は大阪市の最終処分場としてごみ焼却灰等を受け入れており、受入最終年度は令和7年度である。また、廃棄物の広域的処理の観点から「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」に参画し、長期的展望に立った最終処分地の確保を図っている。

(2) 産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）によると、産業廃棄物の排出量及び処理状況（令和元年度）は、図3.2.7に示すとおりである。

(単位:千トン)



(注)1. 令和2年度実態調査結果

2. 公共都市施設分を含む

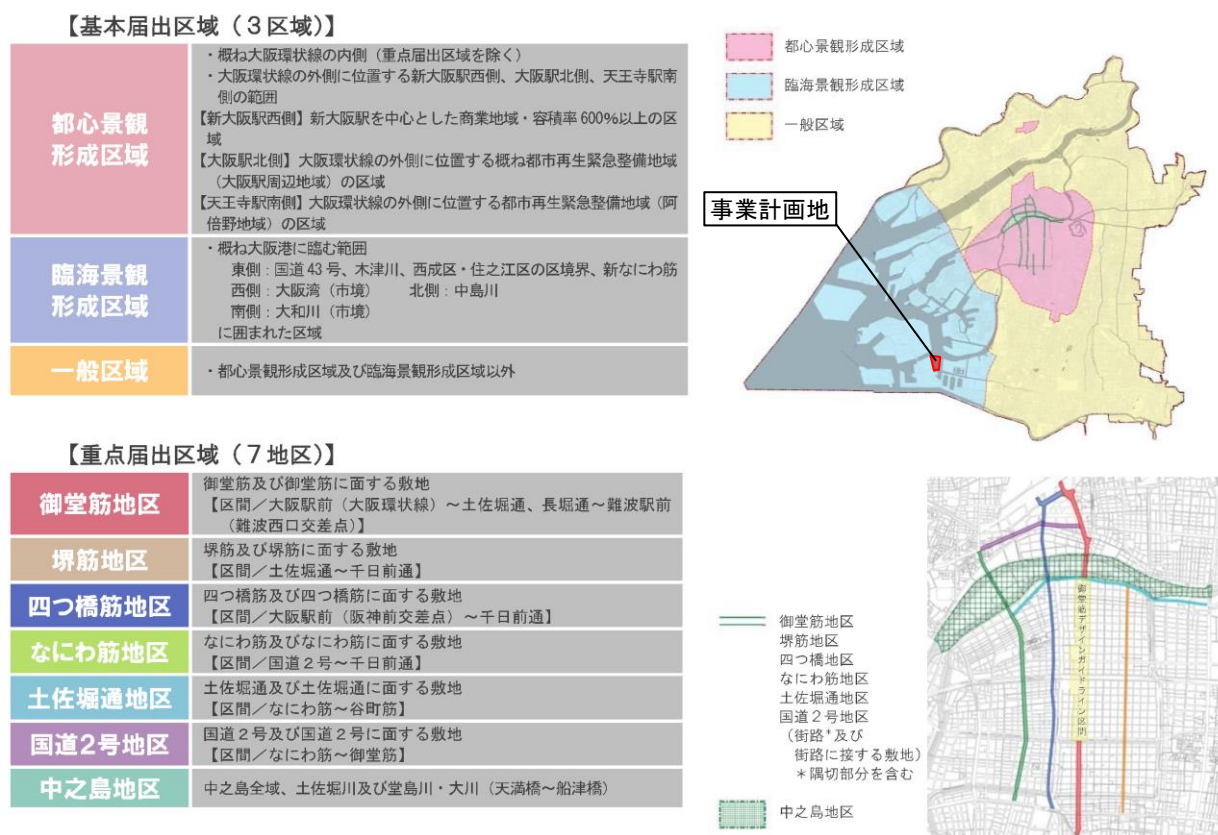
出典：「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）

図3.2.7 産業廃棄物の排出量及び処理状況（令和元年度）

3.2.11 景 観

「大阪市景観計画」（大阪市計画調整局、令和2年10月）によると、大阪市域全域は景観計画区域として定められている。景観計画区域は、図3.2.8に示すとおり基本届出区域及び重点届出区域により構成され、地域特性に応じた景観形成が行われている。

事業計画地周辺地域は、基本届出区域のうち、概ね大阪港に臨む範囲として臨海景観形成区域に指定されている。

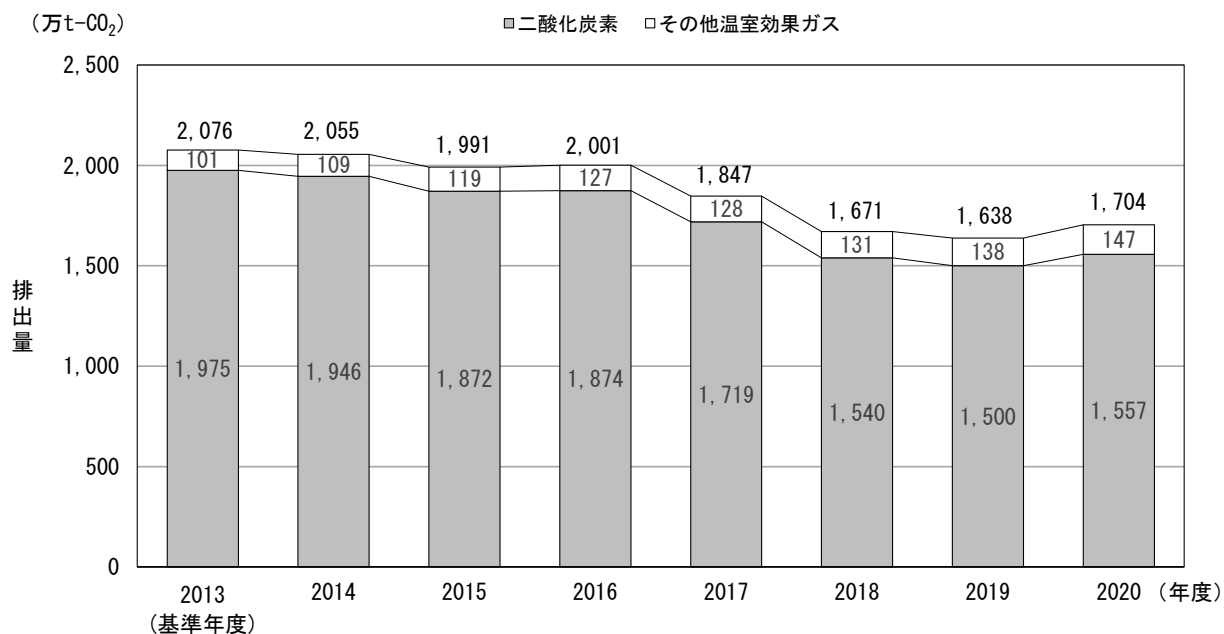


出典：「大阪市景観計画（令和2年10月施行）概要版」（大阪市計画調整局、令和4年11月）

図3.2.8 大阪市域の景観計画区域

3.2.12 地球環境

「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）によると、2020（令和2）年度における大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移は図3.2.9に、二酸化炭素の部門別排出量は表3.2.14に示すとおりである。



出典：「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）より作成

図3.2.9 大阪市域からの温室効果ガス排出量の推移

表3.2.14 二酸化炭素の部門別排出量の比較

部 門	2013 年度排出量（基準年度） （万 t-CO ₂ ）	2020 年度排出量 （万 t-CO ₂ ）	増減率
産 業	594	480	19%減
業 務	624	403	35%減
家 庭	438	368	16%減
運 輸	269	258	4%減
廃棄物	50	47	6%減
合 計	1,975	1,557	21%減

出典：「大阪市環境白書（令和4年度版）」（大阪市環境局、令和4年12月）

3.2.13 苦情の発生状況

「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年１２月）によると、令和３年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表 3.2.15 に示すとおりである。

また、事業計画地周辺地域の公害苦情件数は、表 3.2.16 に示すとおりである。

表 3.2.15 令和３年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

区分 発生源	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
工場・事業場 ³⁾	22	0	146	7	72	0	247
工事・建設作業	157	0	449	78	9	3	696
飲食店営業	1	0	92	2	50	3	148
カラオケ	0	0	67	0	0	0	67
移動発生源 ⁴⁾	0	0	16	8	0	0	24
家庭生活 ⁵⁾	0	0	5	0	1	0	6
野焼き	3	0	0	0	0	0	3
その他 ⁶⁾	8	0	99	2	36	14	159
不明	5	0	39	0	30	0	74
合計	196	0	913	97	198	20	1,424

- (注) 1. 低周波音を含む。
 2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。
 3. 焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。
 4. 自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。
 5. 機器、ペット、その他を含む。
 6. 漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年１２月）

表 3.2.16 令和３年度の事業計画地周辺地域の公害苦情件数

区分 市区名	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
住之江区	9	0	20	3	8	1	41
大正区	4	0	14	0	3	0	21

- (注) 1. 低周波音を含む。
 2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和４年度版）」（大阪市環境局、令和４年１２月）